

投票できる人

- ①平成5年7月22日以前に生まれた人
 - ②平成25年4月3日までに転入届を出した人で、松前町に引き続いて住んでいる(住民登録がある)人
 - ③平成25年4月4日以降に松前町から転出した人
- ※①～③まで、投票当日に松前町の選挙人名簿に登録されている必要があります。
※他の市町村の選挙人名簿に登録されている人は、そちらの市町村での投票となります。不在者投票は、早めにお問い合わせください。

投票所入場券

投票所入場券は、公示日(7月4日)の翌日から選挙人に郵送します。投票所入場券が届かない場合は、選挙管理委員会に連絡してください。投票所入場券を紛失した場合でも投票できますので、投票所の受付で申し出てください。

期日前投票

仕事、病気またはレジャーなどで投票日に投票できない人のために設けられた制度が「期日前投票」です。7月21日(日)に投票できない人は、投票所入場券を持って期日前投票所へお越しください。

- 期間 7月5日(金)～20日(土)
- 時間 8時30分～20時
- 場所 役場2階大会議室

郵便投票

郵便投票証明書をお持ちの身体の不自由な人は、郵便で投票することができます。投票用紙の請求期限は7月17日(水)までです。

※両足、体幹もしくは移動機能などの障がい、身体障害者手帳1級または2級の人や、介護保険被保険者証が要介護5の人などは、郵便投票証明書を請求することができます。詳しくは、町ホームページをご覧ください。

選挙公報

候補者や政党などの考え方が分かるよう、選挙公報を、7月19日(金)までに新聞の折り込みでお届けする予定です。東・西・北公民館、文化センター、役場でもお渡しします。

投票の仕方

- ①まず、選挙区選出議員選挙の投票を行います。
→投票用紙に、愛媛県選挙区選出の候補者の氏名を書いてください。
- ②次に、比例代表選出議員選挙の投票を行います。
→投票用紙に、比例代表の、候補者名または政党、政治団体の名称か略称を書いてください。

投票の場所

お住まいの区域によって投票所は異なります。投票所入場券にも記載していますので、確認してください。

投票区	投票所	区域
第1	黒田保育所	南黒田・北黒田
第2	松前小学校多目的室	宗意原・新立
第3	松前保育所	本村・筒井・社宅
第4	二名保育所	徳丸・中川原・出作
第5	東公民館	神崎・鶴吉
第6	小富士保育所	横田・大溝・永田・東古泉
第7	白鶴保育所	大間・上高柳・恵久美
第8	北公民館	昌農内・西高柳・西古泉
第9	北川原集会所	北川原・塩屋



点字投票・代理投票

目の不自由な人は、投票所に点字器があります。字を書くのが不自由な人は、本人に代わって職員が代理で書くことができる代理投票制度があります。各投票所で申し出てください。

投票の秘密は絶対守られます。

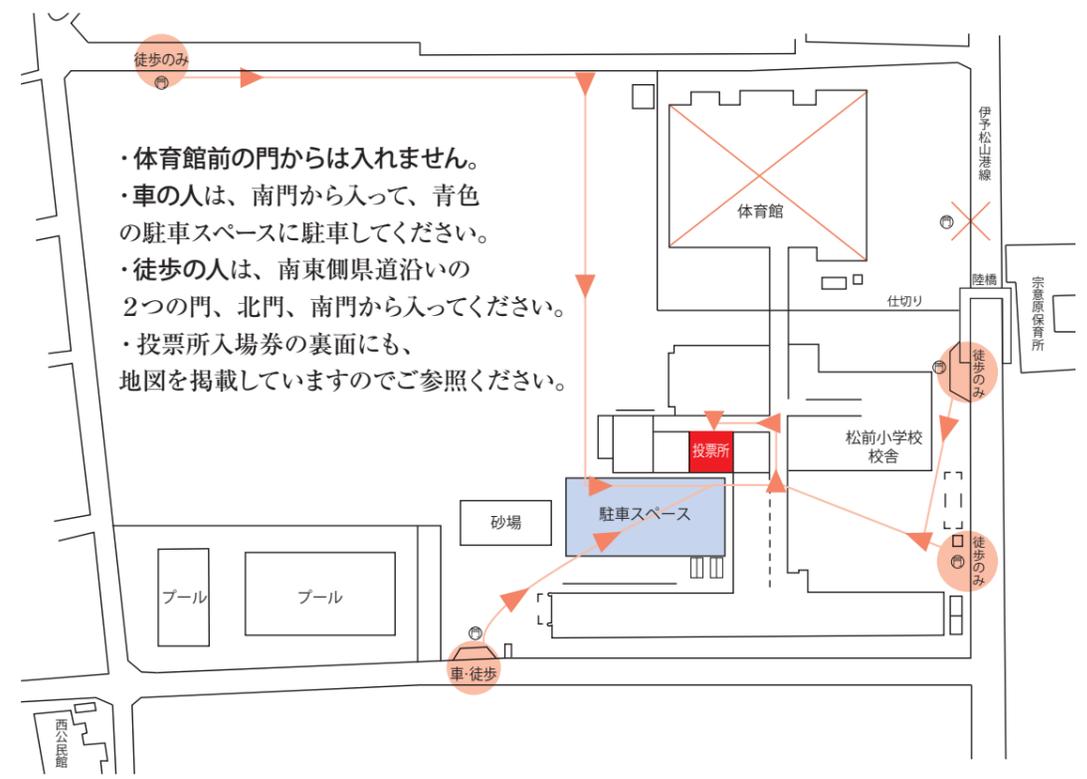
☎松前町選挙管理委員会 ☎ 985-4132

今回の変更点

- ①第2投票所(宗意原・新立地区)の松前小学校体育館は耐震工事中のため、臨時的に松前小学校多目的室を使用します。
- ②インターネットを使った選挙運動の解禁
- ③成年被後見人の選挙権回復

公示日
7月4日
投票日
7月21日
7時～20時

第2投票所(松前小学校多目的室)



ネット選挙運動解禁

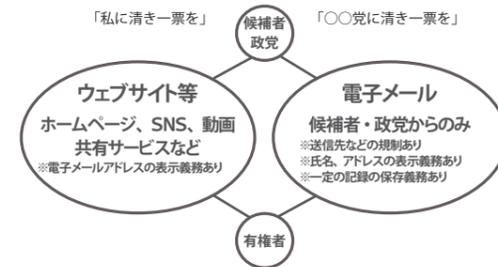
今回、解禁されるのはインターネットを使った選挙運動です。インターネットを使って投票ができるわけではありませんので、ご注意ください。

インターネットを使った選挙運動については、選挙運動の方法、できる人、期間、電子メールを送れる相手先、アドレスの表示義務や記録の保存義務など守らなくてはならないルールがあります。

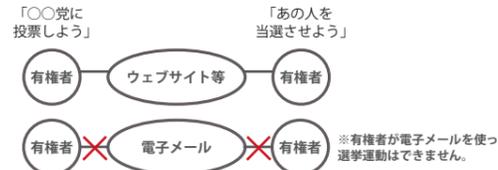
必ず総務省ホームページで確認してから正しく使ってください。

※検索キーワード 「総務省 ネット選挙」

【候補者・政党→有権者】



【有権者→有権者】



参議院議員通常選挙